

「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」の違い

	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1又は2の認定を受けた方のうち、<u>予防給付</u>を利用する方 	<ul style="list-style-type: none"> 基本チェックリストにより“<u>事業対象者</u>”となった方 要支援1又は2の認定を受けた方のうち、<u>介護予防・日常生活支援総合事業のみ</u>を利用する方
	<p>要支援1・2の方の場合、その月に予防給付を利用するかしないかによって、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」が月単位で<u>入れ替わる</u>ことになります。</p>	
利用できるサービス	<ul style="list-style-type: none"> 予防給付 <u>予防給付</u> + 介護予防・日常生活支援総合事業 	<ul style="list-style-type: none"> <u>介護予防・日常生活支援総合事業のみ</u>
実施方法	地域包括支援センター及び <u>介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所</u> が指定介護予防支援事業所として実施	地域包括支援センターが加古川市からの <u>業務委託</u> により実施
一部委託	地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への一部委託が可能	地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への一部委託が可能
居宅介護支援費の逓減制	逓減制の対象となる 介護予防支援受託者数を <u>3分の1 (R6.4.1～)</u> とした件数を含み、介護支援専門員（常勤換算）1人当たり <u>45件 (R6.4.1～)</u> を超えた場合、超過部分に対し、逓減制が適用される。	逓減制の対象とならない

国が定める介護予防サービス（予防給付）
（対象者：要支援1・2）

- ・通所リハ
- ・訪問リハ
- ・訪問入浴
- ・訪問看護
- ・居宅療養管理指導
- ・福祉用具貸与、購入費支給
- ・住宅改修費支給
- ・ショートステイ
- など

市が定める介護予防・生活支援サービス
（対象者：事業対象者、要支援1・2）

- ◆訪問型サービス
 - ・介護予防型訪問サービス
 - ・ターミナル支援型訪問サービス
 - ・生活援助型訪問サービス
- ◆通所型サービス
 - ・介護予防型通所サービス
 - ・トレーニング型通所サービス